

当医院からのご案内

- ◆ 当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。
- **歯科初診料の注 1 に規定する基準**
歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬の適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。
- **歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I・II**
産業界全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。
- **歯科技工所ベースアップ支援料**
当医院では、各種補綴物の製作等を連携する歯科技工所に委託しており、当該歯科技工所（士）の業務を後方から支援しています。
- **電子的歯科診療情報連携体制整備加算**
当医院では、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。また、お会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。
- **明細書発行体制等加算**
個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。
- **歯科訪問診療料の注 16 に規定する基準**
在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。
- **在宅療養支援歯科診療所**
在宅で療養している患者さんのために、地域で主たる責任をもって診療を行っています。

□ クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

□ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

□ 口腔機能実地指導料

口腔機能の低下、もしくは発達が芳しくない患者さんに対して、的確な指導等を行うための所定の研修を受講した歯科衛生士がおり、口腔機能に係る指導等を行うための体制を整備しています。

□ 3次元プリント有床義歯

当医院では、補綴治療に係る専門知識と経験を有する歯科医師がおり、患者さんのご希望に応じて、歯科技工所（士）と連携のもと、専用の装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）等を活用して義歯（取り外しできる入れ歯）を製作しています。

医療法人社団ひかる会あかね歯科 管理者（院長）：寺島茜